

中津川市雇用対策協定書

中津川市（以下「市」という。）及び岐阜労働局（以下「労働局」という。）は、中津川市における雇用・労働環境の改善に連携して取り組むため、以下のとおり「中津川市雇用対策協定」（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、将来にわたって「働く場があり住み続けられるまち中津川」の実現を目指し、リニア開業をひとつの契機に、市と労働局が一体となって、誰もが安心して暮らせる環境づくりのため、市民の働き方改革が推進されることを目的とする。

（取組内容）

第2条 市及び労働局は、前条に定める目的を達成するための共通の事業目標のもと、毎年度具体的な取組の内容及び実施方法を「中津川市雇用対策協定に基づく事業計画」に定め、これを推進させるために定期的に協議を行うものとし、必要に応じ改定を行う。

（要請）

第3条 市長及び労働局長は、住民の福祉及び雇用に資する観点から、本協定の内容の実施に関して相互に要請することができ、当該要請について誠実かつ迅速に対応するものとする。

（秘密保持）

第4条 この協定に基づく雇用対策に関する取組において、市及び労働局が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持するものとする。ただし、事前に相手方の承諾が得られた場合は、この限りでない。

（雇用対策会議）

第5条 市及び労働局は、本協定の取組事項を推進し、全般の進捗状況の把握と全体調整を行うための「中津川市雇用対策協定運営協議会」を設置する。協議会に係る詳細は、別途定めることとする。

（その他）

第6条 本協定に定めがない事項が生じた場合、又は本協定の内容について改定する必要があるが生じた場合は、その都度、市及び労働局は誠意をもって協議し、決定するものとする。

2 協定締結当事者に変更があった場合であっても、他に定めのないときは、新たな協定書が締結されるまでの間、この協定を有効とする。

平成29年 3月 2日

中津川市長

青木節児

岐阜労働局長

本間之輝